

令和7年9月16日

一般社団法人島根県旅客自動車協会

島根県隠岐地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

島根県隠岐地区においては、令和6年9月12日からタクシー運賃の改定を実施（改定率16.09%）いたしました。これによる令和6年10月から令和7年3月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1. 運賃を改定した会員事業者数

12社

（注）改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定した事業者数である。

2. 平均増収率

4.26%

（注）平均増収率は、次の算式により算出。なお、改定後6ヶ月間とは、運賃改定実施後の最初の賃金締切日の翌日からの6ヶ月をいう。

（算式）改定後6ヶ月間の営業収入（税引き後）÷前年同期の営業収入（同）×100－100

3. 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率

3.32%

改定前1人平均給与月額 （令和5年10月～令和6年3月）	改定後1人平均給与月額 （令和6年10月～令和7年3月）
137,259円	141,823円

（注）一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

4. 改定による賃金改善率の分布（一般運転者1人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	計
1 社	0 社	1 社	3 社	2 社	1 社	2 社	10 社

※ 経営者等が乗務している 2 社は未集計

（注）賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る令和6年10月～令和7年3月の運転者1人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る前年同期の運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right] - 100$$

5. 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（運転者に限る。）

103% 以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
3 社	0 社	0 社	0 社	0 社	1 社	0 社	1 社

95%以上 96%未満	95%未満	計
1 社	4 社	10 社

※経営者等が乗務している 2 社は未集計

（注）賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{全運転者に係る 令和6年10月～令和7年3月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{全運転者に係る 前年同期の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6. その他

(1) 給与、手当類の創設、拡充

- ・ 基本給をアップした事業者数 1 社

(2) その他

- ・ 労働時間の短縮 2 社